「粉じん作業特別教育」のご案内

令和８年９月

一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

労働安全衛生法により事業者は、常時特定粉じん作業に従事する労働者に対して、特別教育を実施することが義務付けられています。この特別教育を以下により実施しますので、受講いただきますようご案内いたします。

１　日時　　**令和８年１１月１３日（金）　８：３０～１４：１０**　（受付 8:10～8:25）

２　場所　　**鳥取県労働基準協会会館　（鳥取市若葉台南１丁目１７番地）**

３　日程

科目	時間
粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	1 時間
作業場の管理	1 時間
呼吸用保護具の使用の方法	30 分
粉じんに係る疾病及び健康管理	1 時間
関係法令	1 時間

【学科　４．５時間】

４　受講料　**鳥取県労働基準協会会員**　　**８，０００円**（税込）（１人あたり）（テキスト代含）

（消費税 10%　内税 727 円）

非会員　　**１０，０００円**（税込）（１人あたり）（テキスト代含）

（消費税 10%　内税 909 円）

５　申込方法　裏面の受講申込書に必要事項を記載し、ＦＡＸ又は持参、郵送でお申し込みください。

受講料は、振込又は持参にてお支払いください。（振込手数料はご負担ください）

なお、申込期限以降の取消については、受講料を返却できませんのでご了解ください。

申込先　一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部（鳥取市若葉台南１丁目 17 番地）

ＦＡＸ　0857-52-5061　　登録番号 T5270005000526

口座　鳥取銀行　鳥取支店　普通　００５１２０４

名義人　（一社）鳥取県労働基準協会東部支部

６　受講申込・受講料支払期限　令和８年１０月３０日（金）　なお、定員６０人とします。

７　その他　(1)　筆記用具を持参してください。

(2)　鳥取県労働基準協会の特別教育等受講者記録をお持ちの事業所は、当日、受付に提出してください。受講者には各人に修了証を交付します。

(3)　受講票等は発行いたしませんので、当日、受付時間に会場にお越しください。

(4)　本特別教育は、建設業においては、「人材開発支援助成金・建設労働者技能実習コース」に該当する教育です。詳細は、鳥取労働局職業安定課（℡0857-29-1707）にお問い合わせください。

(5)　感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。発熱等のある方は受講を差し控えてください。

(6)　教育の開始時間に遅刻された方は受講をお断りします。余裕をもって会場にお越しください。

(7)　会場付近は飲食店が少ないのでご留意ください。

お問合せ先　鳥取県労働基準協会東部支部　℡　0857-52-5060　担当　平井

ＦＡＸ　０８５７－５２－５０６１

粉じん作業特別教育　受講申込書

令和８年１１月１３日（金）開催

フリガナ 氏　　名	生　年　月　日

※　修了証に記載しますので、正確に記入して下さい。

鳥取県労働基準協会（　会員事業所　・　非会員　）　どちらかに〇をしてください。

受講者数（　　人）　受講料合計　（　　円）

上記のとおり申し込みます。受講料は　　月　　日に（　振込　・　現金払い　）します。

（申込・受講料支払期限は令和８年１０月３０日(金)です。）

振込先　鳥取銀行鳥取支店　普通　００５１２０４
名義人　（一社）鳥取県労働基準協会東部支部

※インボイス希望（ する・しない ）（どちらかに〇印をして下さい。）

希望する場合は必要なものに〇印をして下さい。（ 請求書　・　領収書 ）

令和８年　　月　　日

〒

所在地

事業所名

業種

TEL

Fax　　（ご担当　　）

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部　支部長　殿

駐車場の案内

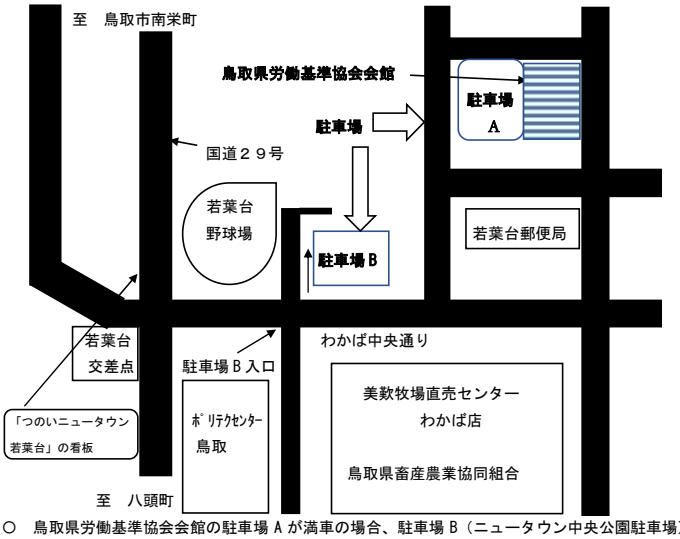

○　鳥取県労働基準協会会館の駐車場Ａが満車の場合、駐車場Ｂ（ニュータウン中央公園駐車場）をご利用ください。